

地域福祉専門部会
検討結果報告書
(令和2年度～令和5年度)

令和6(2024)年2月

目次

第1章	地域福祉専門部会の設置	1
1	趣旨	1
2	検討事項	1
3	任期	2
4	委員構成	2
5	開催状況（令和2年～令和5年度）	3
第2章	包括的支援体制の構築に向けた取組	4
1	検討の背景	4
2	相談支援包括化推進員の配置	5
3	相談支援包括化推進連絡会議の開催	5
4	ソーシャルワーク機能向上研修の開催	6
5	今後の方向性	6
6	地域福祉専門部会での主な意見	7
第3章	重層的支援体制整備事業の実施体制について	8
1	検討の背景	8
2	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施	9
3	中央区重層的支援体制整備事業実施計画の策定	10
4	今後の方向性	20
5	地域福祉専門部会での主な意見	20
第4章	ふくしの総合相談窓口の設置に向けた検討	21
1	検討の背景	21
2	設置概要	22
3	今後の方向性	26
4	地域福祉専門部会での主な意見	26
第5章	その他の検討事項	27
1	地域福祉ワークショップ（地域福祉懇談会）の実施について	27
2	地域活動拠点の設置	39
3	地域カルテの作成	41

第1章 地域福祉専門部会の設置

1 趣旨

令和2年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」は、社会福祉法の趣旨を踏まえた市町村地域福祉計画として、分野横断的に取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備など、本区における「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性を示す内容となっています。

地域福祉専門部会は、本計画の中で方向性を示した各種取り組みを計画期間中に具体化することを目的に設置しており、「地域共生社会」の実現に向けた検討を行っています。

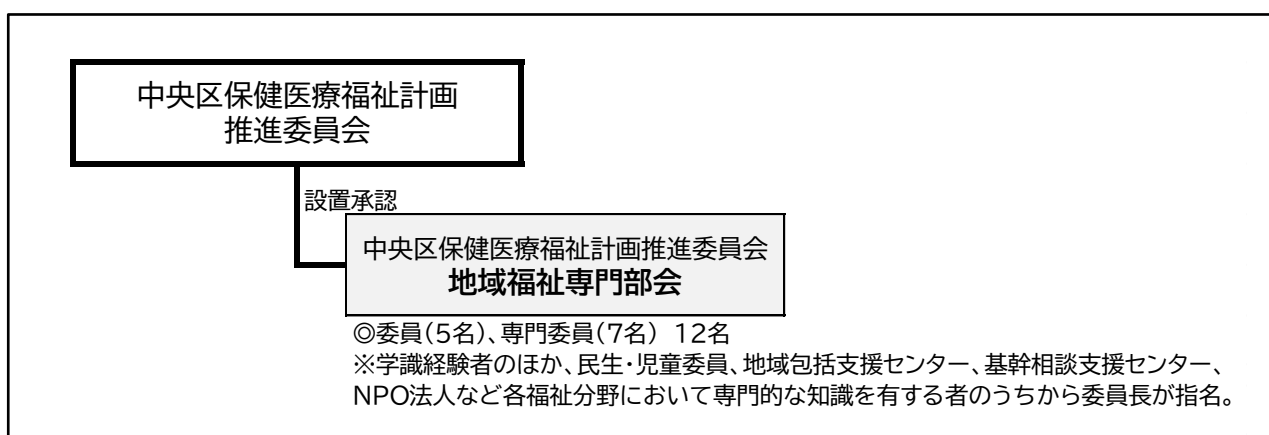


図 地域福祉専門部会の位置づけについて

2 検討事項

中央区保健医療福祉計画2020記載事項をもとに、以下の項目を検討事項として設定しました。

- (1) 包括的支援体制の具体的取組について（令和2年度）
- (2) 重層的支援体制整備事業の実施体制について（令和3年度～）
- (3) 地域カルテの更新について
- (4) その他計画の推進に必要な事項

3 任期

○令和2年4月1日～令和3年9月5日

○令和3年12月2日～令和6年3月31日

4 委員構成

1 2 名（敬称略、順不同） ◎部会長、○職務代理者

区 分	氏 名	所属団体
学識経験者 2名	◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部教授
	○ 川上 富雄	駒澤大学文学部教授 ※
福祉・教育関係団体 7名	鈴木 英子	中央区民生・児童委員協議会（京橋）※
	平賀 淳子	中央区民生・児童委員協議会（日本橋）※ （令和2年4月1日から令和3年9月5日まで）
	津田 章	中央区民生・児童委員協議会（日本橋）※ （令和3年12月5日から）
	早乙女 道子	中央区民生・児童委員協議会（月島）※
	松見 幸太郎	NPO法人キッズドア ※
	岸 雅典	中央区社会福祉協議会 （令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）
	片桐 義晴	中央区社会福祉協議会 （令和4年4月1日から）
	水野 みゆき	おとしより相談センター ※ （令和2年4月1日から令和3年9月5日まで）
	當山 貴子	おとしより相談センター ※ （令和3年12月5日から令和5年3月31日まで）
	林 裕一	おとしより相談センター ※ （令和5年4月1日から）
	島田 有三	基幹相談支援センター ※ （令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター ※ （令和5年4月1日から）
公共的団体 1名	安西 暉之	日本橋地域町会連合会
区職員 2名	田中 智彦	福祉保健部長 （令和2年4月1日から令和5年6月30日まで）
	大久保 稔	福祉保健部長 （令和5年7月1日から）
	吉田 和子	福祉保健部高齢者施策推進室長 （令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）
	北澤 千恵子	福祉保健部高齢者施策推進室長 （令和4年4月1日から）

※は専門委員

5 開催状況（令和2年～令和5年度）

回	開催日	議題
令和2年度		
第1回	令和2年9月29日（火）	○地域福祉専門部会の進め方について ○包括的支援体制の構築について
第2回	令和2年12月21日（月）	○包括的支援体制の構築に向けた取組と課題について ○地域カルテの更新について
令和3年度		
第1回	令和3年12月2日（木）	○地域福祉専門部会の進め方について ○重層的支援体制整備事業の概要について ※地域福祉活動計画の策定について ○地域カルテの更新について ○地域福祉懇談会の実施について
第2回	令和4年3月22日（火） ※書面開催	○福祉総合相談窓口（仮称）設置の検討について ○ひきこもり支援について
令和4年度		
第1回	令和4年8月29日（月）	○重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて ○地域福祉ワークショップ実施報告と今後の取り組みについて
第2回	令和5年2月8日（水）	○重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みについて（参加支援事業及び地域づくり事業の検討） ○地域福祉ワークショップ実施状況と今後の取り組みについて ○令和5年度地域カルテの更新について
令和5年度		
第1回	令和5年8月4日（金）	○福祉総合相談窓口（仮称）の設置について
第2回	令和5年10月30日（月）	○重層的支援体制整備事業実施計画(案)について ○京橋地域における地域活動拠点の開設について
第3回	令和6年2月8日（木）	○令和6年度地域カルテの更新について

第2章 包括的支援体制の構築に向けた取組

1 検討の背景

(1) 趣旨

平成30年4月に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正されたことに伴い、区市町村は、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力もと、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされました。

(2) 本区における取組

近年社会問題化している8050問題やダブルケア、ひきこもり等、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対し、その課題を的確にとらえ、適切な支援へとつなぐことを目的に、区民からどの部署に相談があってもその相談を包括的に受け止め、関係機関へとつなぎ継続的な支援を行う体制の構築に向けた「多機関協働事業の取組」として、以下の事項に取り組みました。

- 令和2年9月 地域福祉講演会の開催
- 令和2年10月 相談支援包括化推進員の配置（試行実施）
相談支援包括化推進連絡会議の開催（試行実施）
- 令和2年12月 ソーシャルワーク機能向上研修

- 令和3年4月 相談支援包括化推進員の配置（運用開始）
相談支援包括化推進連絡会議の開催（運用開始）
- 令和3年7月 ソーシャルワーク機能向上研修（相互研修）
- 令和4年1月 ソーシャルワーク機能向上研修（専門研修）

- 令和4年4月 相談支援包括化推進員の配置拡大（保育課に配置拡大）
- 令和4年8月 ソーシャルワーク機能向上研修（相互研修）
- 令和4年12月 ソーシャルワーク機能向上研修（専門研修）

- 令和5年8月 ソーシャルワーク機能向上研修（相互研修）
- 令和5年12月 ソーシャルワーク機能向上研修（専門研修）

2 相談支援包括化推進員の配置

(1) 相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関

ア. 配置部署（福祉保健部各課）

子育て支援課

保育課

生活支援課

障害者福祉課

保険年金課

子ども家庭支援センター

福祉センター

子ども発達支援センター

高齢者福祉課

介護保険課

健康推進課

日本橋保健センター

月島保健センター

イ. 配置人数

各課1名 計14名

※生活支援課は困難ケースの調整機能を担うことから2名配置

(2) 相談支援包括化推進員の役割

○複雑化・複合化した困難ケース等の情報整理、課題の把握

○関係機関との連絡調整・支援方針の伝達

○各連携部署関係機関との連携促進

○重層的支援体制整備に対する理解促進、地域課題の把握

○各課内での包括的に相談を受け止める体制づくりの推進及び情報共有

3 相談支援包括化推進連絡会議の開催

(1) 相談支援包括化推進連絡会議（定例会）※年4回程度開催

○包括的な支援体制の構築に向けた検討

○地域課題の把握、検討

○各課内における重層的支援体制整備事業の周知、理解及び連携促進

開催状況（令和5年12月末現在）

令和2年度5回、令和3年度4回、令和4年度3回、令和5年度1回開催

(2) 相談支援包括化推進連絡会議（ケース検討）※随時開催

○複雑化・複合化した困難ケースについて支援機関の調整、支援方針の決定

開催状況（令和5年12月末現在）

令和4年度1回、令和5年度3回開催

4 ソーシャルワーク機能向上研修の開催

各相談支援機関や区の関係部署において行っている業務について、相互理解を図るための「相互研修」と、相談・支援にあたる職員が、講義・グループワークを通じてソーシャルワークの視点や考え方を理解し、そのプロセスや手法を学ぶ「専門研修」を行いました。

開催状況

令和2年度～5年度 各1回開催

※令和2年度の相互研修は“地域福祉講演会”の名称で開催

5 今後の方向性

(1) 相談支援包括化推進員の配置拡大

令和6年度からの重層的支援体制整備事業実施に伴い、多機関が連携して包括的な支援を行う「多機関協働の取組」の機能強化を目指します。

今後は、これまでの体制を維持するとともに、相談支援包括化推進員の配置を福祉保健部以外の部署にも拡大することで、複雑化・複合化した課題への対応力をより一層高めてまいります。

(2) 会議体の見直し

令和6年度からの重層的支援体制整備事業実施に伴い、これまで設置していた会議体の見直しを行います。

今後は、「相談支援包括化推進連絡会議」において包括的支援体制の構築に必要な情報共有、各関係部署・機関の連携促進を図ります。なお、ケース検討機能については、状況に応じて「重層的支援会議（本人同意必要）」「支援会議（本人同意不要）」を開催して、支援方針の検討や各関係部署・機関との役割分担などを行います。

6 地域福祉専門部会での主な意見

- 児童虐待などについては、学校側の問題もあると思う。多機関協働の取組には、教育委員会も入れても良いと思う。
- 包括的支援体制の構築に向け、まずは事例を蓄積して成功事例を部会で報告してほしい。
- 包括的支援体制は、ワンストップの総合相談支援体制と表裏の関係にあると思う。色々な部署が集まり話し合いの結果、多部署の連携により解決したが、それにより相談者をそれぞれの部署でたらいまわしにしては、総合相談支援体制とは言えない。いずれかの部署が責任を持ちメインで対応しながら、多部署にまたがるサービスを調整してほしい。
- 相談支援包括化推進員の配置や相談支援包括化推進連絡会議の開催など、色々な課題が出てくると思うが、トライアンドエラーを繰り返しながら他会議とのすみわけや、福祉保健部を超える部署からの参加などを求める必要も今後出てくると思う。全庁的な取組になる仕組みを考えて欲しい。
- 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域へのアウトリーチを行っている。地域福祉コーディネーターを情報源としながら、連携することが重要である。相談支援包括化推進連絡会議を開催するだけでなく、地域を這いずり回り地域福祉コーディネーターと共に解決策を検討することが必要である。

第3章 重層的支援体制整備事業の実施体制について

1 検討の背景

(1) 経緯

複雑化・複合化する支援ニーズや孤立・孤独などの課題に対応することを目的に、包括的支援体制の構築が求められ、国において令和3年4月に「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。区では、既存の取り組みを活かしながら、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現に向け、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施することとして、実施体制等の検討を進めてまいりました。

重層的支援体制整備事業は、「地域共生社会」の実現に向けた取組をより一層促進するための具体的な手法となっています。住民に身近なところで相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した問題については多機関の連携により対応し、支援が届いていない方に対しては、アウトリーチ等により継続的に関わり続ける伴走型支援を行うといった包括的な支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指すものとなっています。中央区保健医療福祉計画2020で掲げているさまざまな取組は、重層的支援体制整備事業の目指す姿と重なるものであるため、計画を推進していく中でこの事業の実施について検討していくことになりました。

(2) 中央区保健医療福祉計画2020の推進

令和2年3月に作成した「中央区保健医療福祉計画2020」は、中央区における「地域共生社会」の実現を目指し、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画となっています。「みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区」を基本理念とし、3つの基本施策、「地域包括ケアの仕組みづくり」、「気づきあい支えあいつながる地域づくり」、「地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり」のもと、15の施策の方向性、72の主な取組を定め、施策を展開することで、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築のための取組を推進していくこととしています。

2 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施

(1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業について

重層的支援体制整備事業の実施に向け、区市町村においてこれまでのモデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）の取組内容を基本とし、以下の事業を行う「重層的支援体制整備事業への移行準備事業（以下、移行準備事業）」が令和3年度に創設されました。区では、令和6年度方の重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和3年から令和5年度にかけて「移行準備事業」を実施しました。

○移行準備事業の実施内容

- ア. 庁内連携体制の構築等の取組（必須）
- イ. 多機関協働の取組（必須）
- ウ. アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- エ. 参加支援の取り組み

} 移行準備状況に応じて実施可能

(2) 令和3年度実施内容

令和2年度の多機関協働による包括的支援体制構築事業（包括的支援体制整備事業に基づく）を元に、以下の事業を行うとともに、地域福祉専門部会で実施体制の検討等に取り組みました。

- ア. 庁内連携体制の構築等の取組
- イ. 多機関協働の取り組み

(3) 令和4・5年度実施内容

令和3年度の実施内容に加え、令和4年度より「ウ. アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」にも新たに取り組みました。

なお、移行準備事業の実施主体は「市区町村（民間団体への委託可）」とされており、区で実施する必要があります。「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」については、社会福祉協議会が実施している「地域福祉コーディネーター事業」をベースとして実施可能なことから、当事業を区の委託事業として体制の充実を図り、区と社会福祉協議会が一体となり実施体制の整備に取り組みました。

また、「地域福祉コーディネーター事業」では、重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」に含まれる居場所づくりにも、事業開始当初から取り組んでいます。

3 中央区重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 趣旨

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、「中央区保健医療福祉計画 2020」において包括的相談支援体制の構築を進めており、重層的支援体制整備事業の令和6年度実施を見据え、令和3年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

本区における既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業の効果的・円滑な実施を進めるために、重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

なお、本実施計画は中央区保健医療福祉計画 2020 の中間年における見直しに合わせて内容等の検討を行い、中央区保健医療福祉計画 2020 に包含された計画として作成します。

(2) 重層的支援体制整備事業実施計画本文

次ページ以降のとおり。

※中央区保健医療福祉計画 2020（令和6年3月中間見直し）より抜粋

第7章 中央区重層的支援体制整備事業実施計画

1 実施計画策定の背景・目的

8050問題¹やダブルケア²など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間や社会的孤立といった課題も顕在化してきており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活困窮者の増加や、外出機会の減少に伴う孤立・孤独もより一層深刻な課題となっています。

こうした中、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築に向け、国において令和3(2021)年4月に「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、「中央区保健医療福祉計画 2020」において包括的相談支援体制の構築を進めており、重層的支援体制整備事業の令和6年度実施を見据え、令和3(2021)年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

本区における既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業の効果的・円滑な実施を進めるため「中央区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

2 計画の位置付け・期間・検討体制

(1) 計画の位置付け

- 本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、策定するものです。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、「中央区保健医療福祉計画 2020」の計画後期期間と連動させ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

(3) 検討体制

- 包括的支援体制の整備および重層的支援体制整備事業については、学識経験者をはじめ、民生・児童委員や区相談支援機関などの福祉・教育関係団体、町会・自治会代表者、区職員により構成され、「中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱」の第10条に基づき設置される「地域福祉専門部会」にて検討・審議を行いました。

¹ 子が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題。

² 1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。

3 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法の一つであり、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

本事業では、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、各支援機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や、必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた「伴走型支援」を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりづくりを行う参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、3つの支援を柱に、社会福祉法第106条の4に基づく以下の12の事業を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっての考え方の整理

【めざす姿・社会】
地域共生社会

【実現に向けた体制】
包括的な支援体制

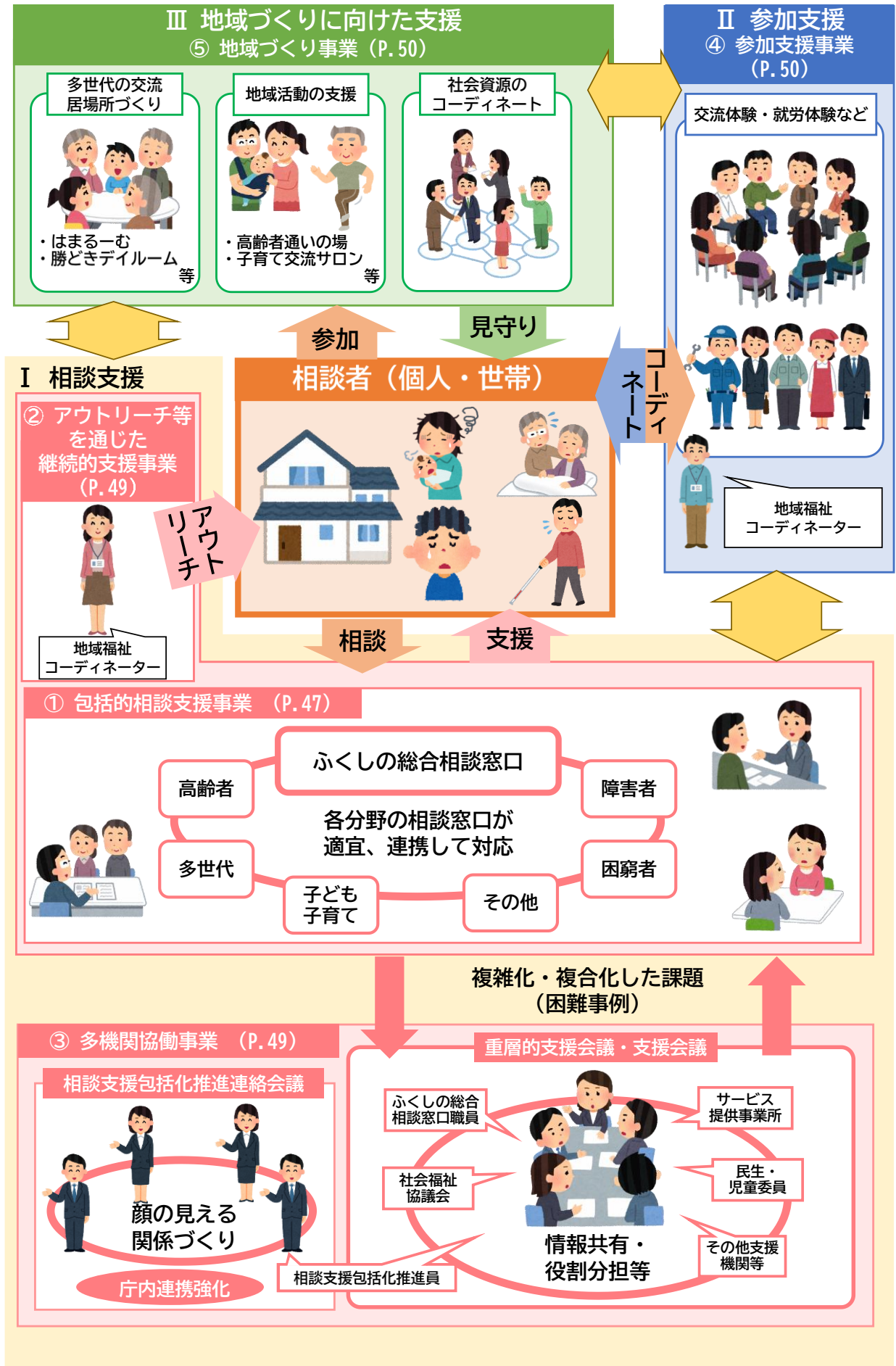
【体制構築の手段・事業】
重層的支援体制
整備事業

【重層的支援体制整備事業で実施する事業】

3つの支援	社会福祉法第106条の4に基づく事業 (法定事業)		内容	
Ⅰ 相談支援	① 包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により適切な支援へとつなぐ	
		障害者相談支援事業		②
		利用者支援事業(母子保健型)		③
自立相談支援事業		④		
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		⑤ 支援が届きにくい方に継続的に訪問し、信頼関係を築きながら本人とともに解決策を検討する	
	③多機関協働事業		⑥ 支援機関の役割分担や情報共有等、支援機関の連携により、困難事例の解決に向けた検討を行う	
Ⅱ 参加支援	④参加支援事業		⑦ 地域の社会資源を活用・開発し、社会とのつながりに向けた支援を行う	
Ⅲ 地域づくり支援	⑤ 地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	⑧ 様々な地域活動が生まれやすい環境を整備し、地域からの孤立を防ぐとともに、課題を抱えた方や世帯を早期把握し、支援につなぐ	
		生活支援体制整備事業		⑨
		地域活動支援センター事業		⑩
		地域子育て支援拠点事業		⑪
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業		⑫

①～⑫の事業における本区の実施体制は、47頁以降に掲載しています。

中央区における重層的支援体制整備事業の全体像



4 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業 (①②③④)

【目的・概要】

包括的相談支援事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮等、各分野の相談窓口において、本人や世帯の属性、世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により、適切な支援へとつなぐ事業です。なお、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援機関の役割分担等が必要な事例については、「③多機関協働事業」へとつなぎます。

本区では、各分野の相談窓口において包括的に相談を受け止め、それぞれが専門性を活かしながら支援機関との連携等により支援を行うとともに、どこに相談したら良いか分からない方等の相談を包括的に受け止める「ふくしの総合相談窓口」を設置し、区全体で断らない相談支援体制の構築を目指していきます。

【実施体制】

対象分野	事業名	内容		
高齢者	①地域包括支援センターの管理運営	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的な知識を持った社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・保健師・認知症地域支援推進員等が、介護保険や一人暮らしの不安など、高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援を行っています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・京橋おとしより相談センター ・日本橋おとしより相談センター ・人形町おとしより相談センター ・月島おとしより相談センター ・勝どきおとしより相談センター ・晴海おとしより相談センター	6	委託	介護保険課

対象分野	事業名	内容		
障害者	②障害者相談支援事業	障害の種別や年齢にかかわらず、区内の障害者(児)とその家族のさまざまな相談に対応しています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・基幹相談支援センター	1	委託	福祉センター

対象分野	事業名	内容		
子ども	③利用者支援事業(母子保健型)	保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に応じています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・保健所健康推進課 ・日本橋保健センター ・月島保健センター ・晴海保健センター	4	直営	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター

対象分野	事業名	内容		
生活困窮者 ／誰でも	④自立相談支援事業	相談者本人や世帯の属性、世代を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、自立相談支援機関としての支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者への継続的な伴走型支援を行います。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・ふくしの総合相談窓口	1	委託	生活支援課

区には、①～④の法定事業以外にも様々な相談窓口があり、区民の方への相談支援を行っています。包括的な相談支援体制の構築に向け、これらの相談窓口が連携しながら、困りごとを抱えた区民を適切な支援につなぎます。

- 子どもと子育て家庭の総合相談(子ども家庭支援センター)
 - 精神保健相談(保健所、保健センター)
 - ひとり親家庭・女性相談、家庭相談(子育て支援課)
 - 消費生活相談(消費生活センター)
- 等

「ふくしの総合相談窓口」について

近年、8050問題やダブルケア、老老介護、認知介護、ヤングケアラーといった複雑化・複合化している困りごとを抱えた世帯が増えています。

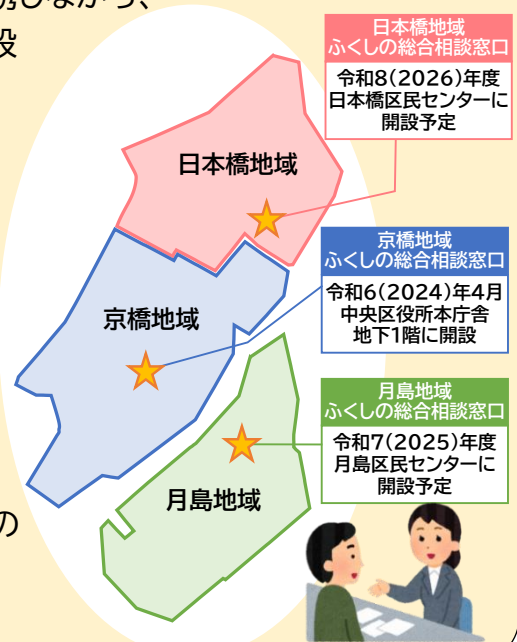
分野ごとの相談窓口や支援がある一方で、複雑化・複合化した困りごとの場合、どこに相談したらいいかわからないといった状況があると思われます。

中央区では、令和3(2021)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」に基づき、身近なところで分野にかかわらず、気軽にさまざまな福祉の相談ができる場やそのあり方について検討を進めてきました。

これまでの検討を踏まえ、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につなぐ、「ふくしの総合相談窓口」を開設することとなりました。

従来、生活困窮等の相談を担っていた「くらしとしごとの相談窓口」(自立相談支援機関)の機能を拡充する形で、令和6(2024)年4月に開設する京橋地域(区役所本庁舎の地下1階)を皮切りに、月島地域では、令和7(2025)年度に月島区民センター1階、月島おとしより相談センターの隣にふくしの総合相談窓口の開設を予定しています。

日本橋地域についても、日本橋区民センターでの令和8(2026)年度開設に向けた検討を進め、区民の身近な地域で相談を受け止める体制を目指します。



② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (⑤)

【目的・概要】

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもり状態にある等、必要な支援が届いていない方や自ら支援を求めることが難しい方に支援を届けるため、本人との継続的なつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

本区では、地域福祉コーディネーターが、本人宅への訪問等を行う「アウトリーチ」を継続して実施し、本人との信頼関係を構築するほか、本人の希望を踏まえた課題の解決策や支援について共に検討を行うとともに、住民に身近な地域において、コミュニティカフェや福祉相談会を開催し、潜在的な課題を抱えた方の早期発見につなげます。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	管理課

③ 多機関協働事業（支援プランの策定） (⑥)

【目的・概要】

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、課題の把握や支援に関わる相談支援機関の役割分担、支援方針の整理等を行う全体の調整機能を担う事業です。

本区では、各相談窓口や「ふくしの総合相談窓口」からつながれた、支援機関の役割分担等が必要な複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例について、重層的支援会議等の活用により、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担、支援プランの協議等を行います。

あわせて、各相談支援機関の連携強化を図るため、相談支援包括化推進連絡会議の開催により、相談支援機関間の顔の見える関係づくりを行います。

【実施体制】

事業名	内容	実施機関	運営形態	所管課
相談支援包括化推進員の配置	区役所の相談支援を行う部署に相談支援包括化推進員を配置し、庁内連携体制の強化を図ります。	区	直営	管理課
相談支援包括化推進連絡会議の開催	相談支援包括化推進連絡会議を開催し、重層的支援体制整備事業の制度理解や、関係機関の関係づくりを促進します。	区	直営	管理課
重層的支援会議の開催（支援プランの作成）	重層的支援会議を開催し、複雑化・複合化した課題に対する支援の方向性や支援機関の役割を整理するほか、支援プランの協議等を行います。	区／ 中央区社会福祉協議会	直営/委託	管理課

(2) 参加支援事業 (7)

【目的・概要】

参加支援事業は、これまで、既存の社会参加に向けた支援では対応できなかった個別性の高いニーズを有する本人・世帯に対し、地域の社会資源等を活用して、社会とのつながりづくりを行う事業です。

本区では、重層的支援会議において、参加支援事業が必要とされた方に対して、地域福祉コーディネーターが本人・世帯の課題等を丁寧に把握し、本人のニーズに沿った支援メニューの作成およびコーディネートを行います。支援メニューの作成にあたっては、多様なニーズに対応できるよう、新たな社会資源に働きかけるほか、既存の社会資源の拡充を図ります。コーディネート後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、適宜フォローアップを行います。

【実施体制】

事業名	実施機関	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	管理課

(3) 地域づくり事業 (89101112)

【目的・概要】

地域づくり事業は、各分野の既存事業が対象とする居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場の確保を進めるほか、個別の活動や人のコーディネート、他分野がつながるプラットフォームの整備を行う事業です。

本区では、各分野における既存の地域づくり事業を継続するとともに、世代や属性を問わず地域住民が交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます。また、福祉的な活動だけでなく、興味関心から地域におけるつながりが生まれるよう、従来、つながりの薄かった分野の取組とのマッチングなどの地域活動の支援を行います。あわせて、地域活動がさらに発展していけるよう、社会資源の開発や、担い手と社会資源のつながりといったネットワークの構築等、地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようにコーディネートを行います。

【実施体制】

対象分野	高齢者				
事業名	⑧地域介護予防活動支援事業				
事業・拠点名	高齢者通いの場支援事業	内容	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」の立ち上げおよび運営団体に対し、支援を行います。		
設置箇所数	18団体	運営形態	地域住民等による運営	所管課	介護保険課
事業・拠点名	退職後の生き方塾	内容	退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	高齢者福祉課
事業・拠点名	介護予防人材育成研修	内容	要支援者等を対象とした介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスのうち、区独自の緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者に係る研修を実施しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	介護保険課

対象分野	高齢者				
事業名	⑨生活支援体制整備事業				
事業・拠点名	生活支援コーディネーター事業	内容	高齢者の生活支援に関するニーズ把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の養成などを行うほか、地域における支えあいの体制づくりを推進しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢者福祉課

対象分野	障害者				
事業名	⑩地域活動支援センター事業				
事業・拠点名	精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)	内容	精神疾患を持ち通院などを行っている方に対して、居場所・社会的な交流を行う場の提供、相談支援や必要なサービスの案内などを行います。		
設置箇所数	1か所	運営形態	委託	所管課	福祉センター
事業・拠点名	機能回復訓練フォローアップ事業	内容	脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に対して、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援を行っています。		
設置箇所数	1か所	運営形態	直営	所管課	福祉センター

対象分野	子ども				
事業名	⑪地域子育て支援拠点事業				
事業・拠点名	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	内容	乳幼児とその保護者、妊娠中の方を対象に、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場を運営しています。		
設置箇所数	7か所	運営形態	直営/委託/指定管理	所管課	子ども家庭支援センター

対象分野	誰でも				
事業名	⑫生活困窮者支援等のための地域づくり事業				
事業・拠点名	地域福祉ワークショップ	内容	参加者同士の意見交換を通じ、地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた方法について意見交換することで、横のつながりを深めると共に、支えあいの地域づくりを推進します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	管理課

区では、⑧～⑫の法定事業による属性ごとの地域づくり事業以外にも、世代や属性を超えた交流や、社会資源のコーディネートを行うため、社会福祉協議会において以下の取組を実施します。

○地域福祉コーディネーターによる地域支援

多世代交流の取組及び住民による地域の居場所づくりを支援する「地域活動拠点」を活用しながら、地域の居場所の立ち上げ支援や、活動の継続に向けた支援を行います。

○地域福祉活動に参加するきっかけづくり

「イナっこ教室」や「福祉体験講座」等、子どもの頃から福祉活動への関心を高める取組のほか、「ささえあいサポーター養成講座」や「スマホささえ隊養成講座」等、さまざまな講座の開催を通じて、区民が地域福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

○多様な活動主体のつながりづくり

ボランティア団体やNPO(特定非営利活動法人)、社会福祉法人、企業等、地域貢献活動に取り組む多様な主体のネットワーク化を図るとともに、潜在的な担い手や、社会資源等の掘り起こしを進め、新しい活動の創出につなげます。

5 重層的支援会議・支援会議等の実施方法

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するため、以下の会議体を設置し、支援機関の連携強化やネットワークづくりを行います。

	相談支援包括化 推進連絡会議	重層的支援会議	支援会議
会議開催 の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業に関する情報共有 ○相談支援包括化推進員を中心とした庁内連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題の整理、支援機関の役割分担 ○課題解決に向けた支援プランの適切性の協議 ○支援プランの共有 ○支援プラン終結時の評価 ○社会資源の充足状況の把握、開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民等に対する支援を行うために必要な情報共有 ○地域生活課題を抱える地域住民が、地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制の検討 ◎会議の構成員に守秘義務を設けて開催
根拠法	—	社会福祉法第106条の4 第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	—	複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯	
		【本人同意必要】	【本人同意不要】
開催頻度	年1回程度	月1回 (※案件がない場合は開催せず)	随時開催
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員 ・相談支援機関職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの総合相談窓口職員 ・関係部署の相談支援包括化推進員、担当者 ・相談支援機関職員 	
所管課	管理課	管理課	管理課

※生活困窮者等を対象とした既存の会議体
(支援調整会議・支援会議)を兼ねています

6 連携体制および評価・進行管理

(1) 庁内の連携体制

庁内の連携体制については、多機関協働事業において実施する相談支援包括化推進員の配置および相談支援包括化推進連絡会議を通じて、重層的支援体制整備事業の理解促進、庁内連携体制の強化を図っていきます。

(2) 計画の評価および進行管理

本実施計画の評価および進行管理については、本実施計画に関わる各種事業の評価を「中央区保健医療福祉計画2020」の進捗状況の把握・評価の中で行うことから、「中央区保健医療福祉計画2020」の評価を以て本実施計画の評価とし、進行管理についても中央区保健医療福祉計画推進委員会の中で実施します。

4 今後の方向性

重層的支援体制整備事業実施計画に則り、地域共生社会の実現に向けて各種事業及び会議等を実施するほか、庁内における本事業の理解促進、庁内連携体制の強化に取り組んでまいります。なお、実施計画にも記載しているとおり、実施計画の評価及び進行管理については、中央区保健医療福祉計画推進委員会の中で実施してまいります。

5 地域福祉専門部会での主な意見

- I 相談支援について、ニーズと支援の間に立ちはだかる壁として、①「意識の壁」、②「情報の壁」、③「制度の壁」がある。③は相談支援包括化推進員の取組で改善されるが、①、②は信頼関係づくりやアウトリーチによる情報提供など、地域福祉コーディネーターの活躍によるところが多いと考えるので、よりきめ細かな配置を進めてもらいたい。
- II 参加支援について、住民参加による居場所づくりなどの取組は拡大している。勝どきテイルームのような使い勝手のよい活動拠点の整備が進めば、利用団体（担い手）は多く出てくると思う。
- III 地域づくりに向けた支援について、家族や地域の自助力・共助力低下により生活支援ニーズが噴き出してきているため、これに寄り添う支援（家族に代わりコンシェルジュ機能を果たす寄り添い支援）が必要である。これを地域福祉コーディネーターが担うのか、民生委員が担うのか、近隣地域が担うのかを考え、発掘し、育成していかなければならない。
- 課題を持っている人が専門機関に相談して支援につながったとしても、その人を地域で寄り添うのは、民生委員をはじめ地域住民だと思ふ。そうした地域連携の仕組みづくりをしっかりと考えてもらいたい。
- 例えば他県、他区などから転入してきたひとり親家庭の母親が地域に溶け込めず孤立しているケースがあるが、コミュニティサロンは年代が限定されうまくつながれていないようである。こうしたケースが、地域づくり事業における「居場所の確保」につながるだろう。
- 困りごとの相談窓口について、電話以外のチャンネルも増えるとよい。若い世代は電話よりも携帯（スマホ）から気軽にアクセスできる入口があると、より相談しやすくなるのではないか。
- 中央区の公式 LINE のリッチメニューに相談の入口があると、地域福祉コーディネーターや民生委員につながるのも早いのではないか。
- 令和3年度より検討を開始し、ようやく開始となる。課題はあると思うが、支援を必要とする方々に支援の手を届けて欲しい。
- 伴走型支援等の継続は、地域住民同士の顔の見える関係の構築につながると思う。支援を必要とする方に対し、支援が滞ることがないようお願いしたい。

第4章 ふくしの総合相談窓口の設置に向けた検討

1 検討の背景

(1) 現状と課題

- 核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民（世帯）が増加しています。
- 各分野（子ども、障害、高齢等）の相談体制は整備されてきているものの、制度の狭間に置かれた生活課題を抱える世帯は、どこに相談すればよいかかわからず、支援につながっていないケースがあると思われます。
- 複雑化・複合化した課題については、単独の制度では解決が難しく継続的な連携体制の強化が必要です。
- 潜在化した課題に対しては、アウトリーチによる相談支援が重要と考えます。
- 令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、市町村は「地域共生社会」の実現に向け、支援を必要とする個人や世帯に対し、包括的な支援体制の確立が求められています。

(2) 検討の方向性

京橋図書館の移転に併せて、区役所本庁舎地下1階にふくしの総合相談窓口を設置する方向で、令和3年度より地域福祉専門部会での検討を開始しました。

区では、ふくしの総合相談窓口を重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制を構成する一つの取組として捉え、さまざまな支援機関がこれまで担ってきた各分野の専門性を生かしながら、連携して適切な支援を行う体制を推進するべく、設置に向けた目的の整理及び検討を行いました。

(3) 期待される効果

- 複合的な課題を抱える区民からの相談窓口を明確化することにより、区民が相談先を迷うことがなくなり、区民の利便性や安心感が向上します。
- アウトリーチなどにより世帯の状況を捉え、潜在的な課題を支援につなぐことができます。
- ニーズの共通性から地域の課題を把握し、解決に向けた支えあいの仕組みづくりを進めることができます。

2 設置概要

(1) 設置の目的及び役割

- どの相談支援機関に相談があっても相談を包括的に受け止め、連携して支援を行う体制を推進しながら、8050 問題やダブルケアなど、相談先がわからない複雑化・複合化した課題を抱えた方に対応するための相談窓口として設置します。
 - 年齢や障害の有無等にかかわらず全ての方を対象に、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、課題解決に向けては必要に応じ関係機関と連携しながら支援を行います。
- なお、相談内容によっては行政や関係機関での対応が難しいケースも想定されますが、課題の深刻化を防ぐため、緩やかにつながり続ける体制を構築していきます。
- 地域資源との連携によって、地域における支えあい活動の推進を図ります。

(2) ふくしの総合相談窓口（京橋地域）の実施体制

自立相談支援機関の機能を拡大し、生活困窮に関する相談だけでなく複雑化・複合化した相談にも応じるふくしの総合相談窓口を、京橋地域に1か所設置します。

本区の自立相談支援機関では、生活困窮に関する相談だけでなく、ひきこもりや複雑化・複合化した困りごと等、今日までさまざまな相談が寄せられ対応してきました。また、福祉総合相談窓口の相談対象者と自立相談支援機関の相談対象者は重なる部分が多く、複雑化・複合化した困りごとの背景には生活困窮に関する課題を抱えていることも多い点から、自立相談支援機関としての機能を拡充する形でふくしの総合相談窓口を設置します。

(3) 設置場所・開設時期

- 設置場所
区役所本庁舎地下1階（京橋図書館跡地）
- 開設時期
令和6年4月～
- 人員配置
自立相談支援機関として生活困窮に関する相談を受けるだけでなく、複雑化・複合化した相談にも応じる職員を配置します。なお、運営については中央区社会福祉協議会に委託します。

(4) ふくしの総合相談窓口（京橋地域）の機能・特徴

○支援機能を含む相談窓口

自立相談支援機関としての機能のほか、複雑化・複合化した相談に応じ課題を整理し、適切な相談支援機関へのつなぎ、アウトリーチによる課題の掘り起こし等の伴走型支援を行います。

○多様な相談体制の整備

さまざまな世代が相談しやすい環境を整えるため、来所や電話による相談だけでなく、アウトリーチの実施や、オンラインを活用した相談対応の仕組みを検討します。

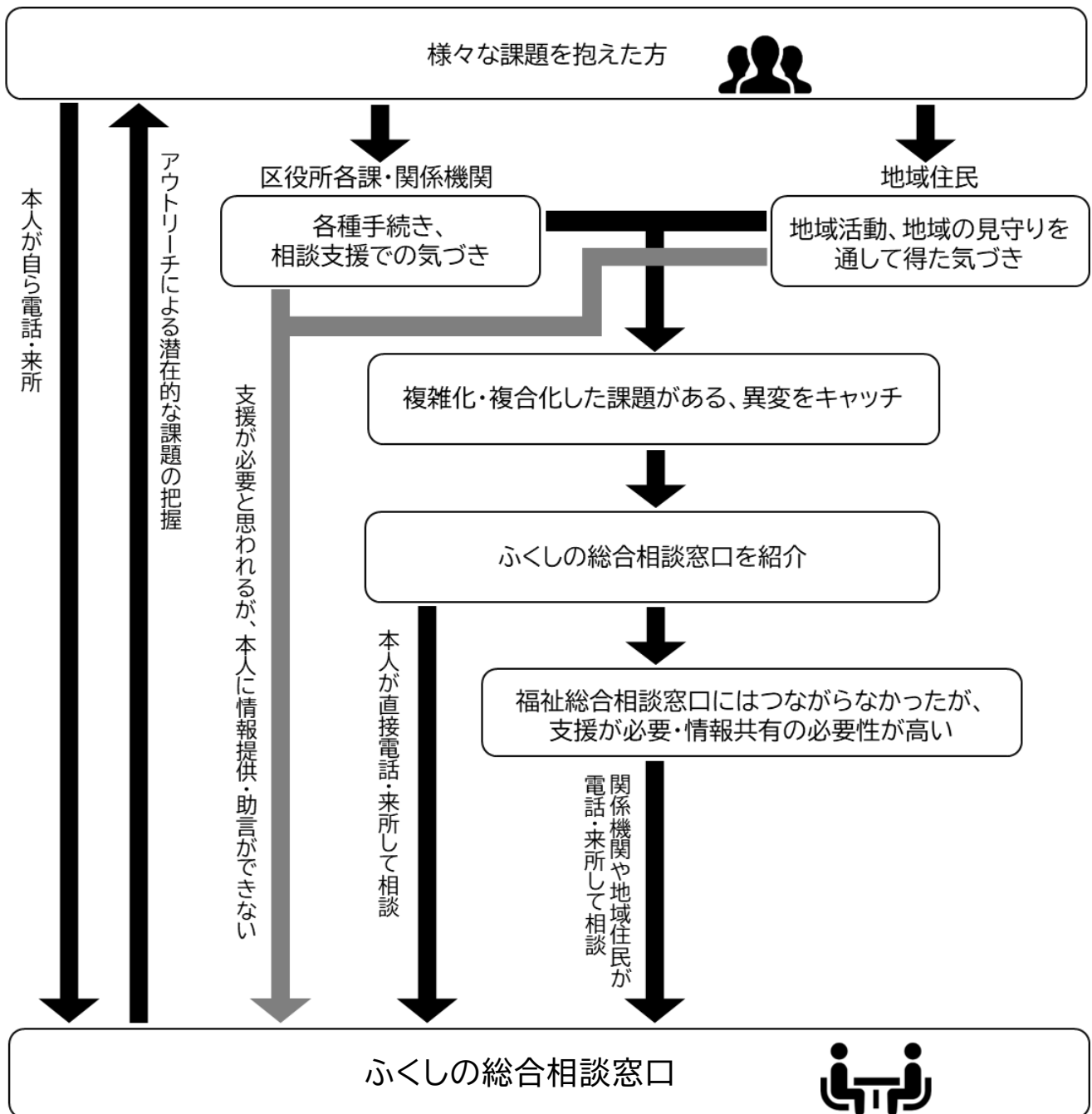
○個々のニーズに応じた支援プランの作成

本人同意が得られた際は、「支援プラン（※）」を作成し、プランの内容に沿った支援を行います。

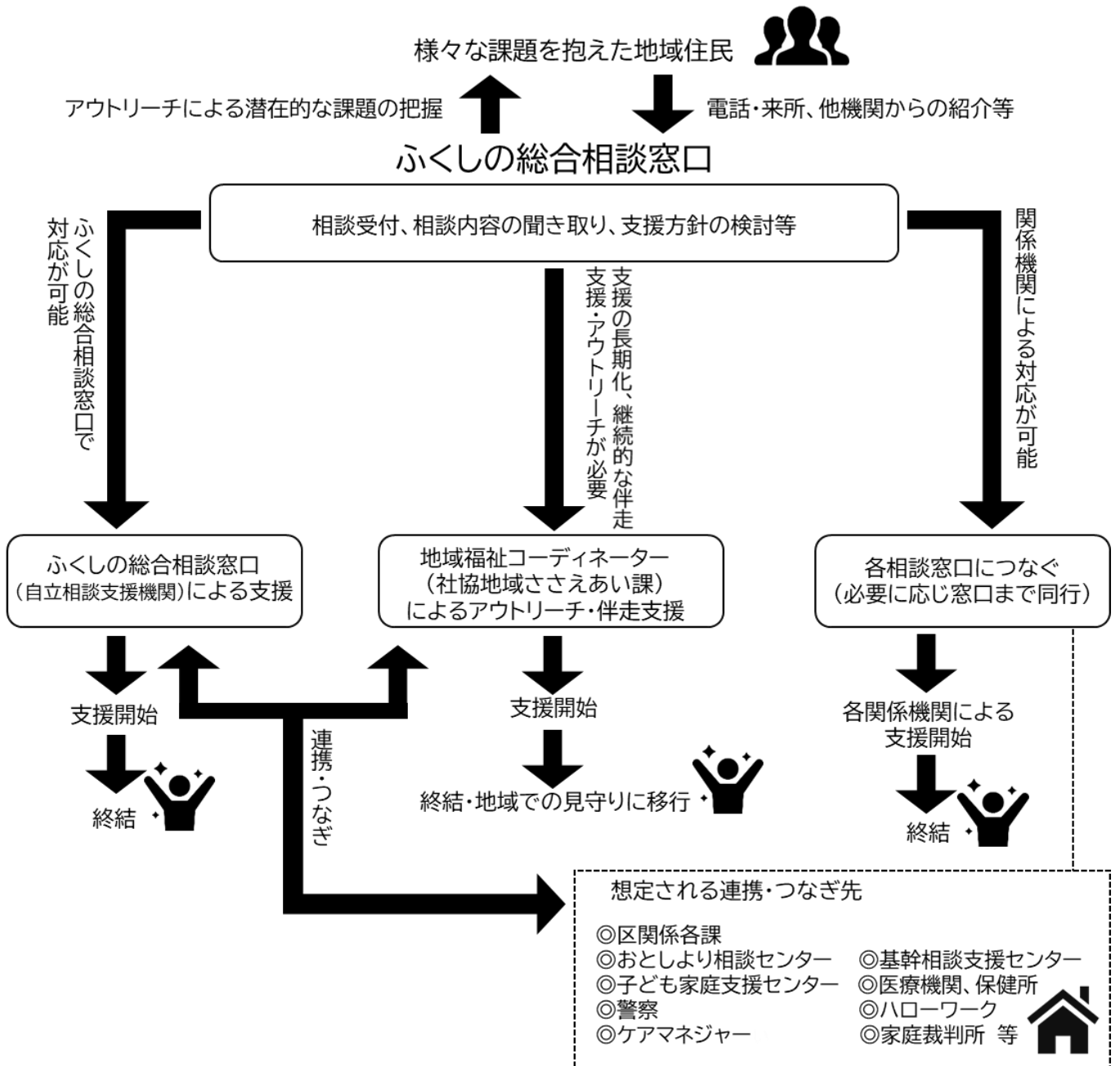
※「支援プラン」について

生活困窮者自立支援法、社会福祉法に基づく支援プランを、本人の状況に応じて作成し、「支援調整会議（生活困窮に関するプランが対象）」、「重層的支援会議（複雑化・複合化した課題の解消に向けたプランが対象）」において、その適切性を協議します。

(5) 初回相談までのイメージ



(6) 相談業務フロー



3 今後の方向性

(1) 月島、日本橋地域におけるふくしの総合相談窓口の開設

京橋地域福祉総合相談窓口開設を皮切りに、月島地域では、令和7年度に月島区民センター1階に、ふくしの総合相談窓口の開設を予定しています。日本橋地域についても、令和8年度にふくしの総合相談窓口を開設する方向で検討を進めるなど、それぞれの地域性や社会資源を活用しながら、区民の方の身近な地域で相談を受け止める体制を目指します。

(2) 検討事項

- 相談支援体制の拡充に向けた多機関連携による支援の展開をはじめ、従事職員のスキルアップ・支援の質の維持向上に向けた仕組みについて。
- 福祉総合相談窓口の役割や機能に関する、庁内外への周知方法等。

4 地域福祉専門部会での主な意見

- 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターなどと連携し、アウトリーチ・ネットワークによるニーズ発見が可能となる配慮・工夫をお願いしたい。
- 窓口や相談機関の整備も重要だが、より細やかな支援のためには地域住民の気づきをどのように次につなげるかが求められていると思う。地域に気づきの目を増やす、それをまとめる地域のキーパーソン（民生委員）の存在と資質向上、その気づきを総合相談窓口につなげることも重要ではないか。
- 窓口配置する職員についてどのようなモデルを考えているのか。精神保健福祉士や臨床心理士などの配置があるとよいのではないかと。また、窓口に行かずとも相談できる方法を用意すべきであり、年齢層によってはメールやSNSの方が相談しやすいのではないかと。
- 潜在的な要支援者を必要な支援につなぐ上でも相談窓口は一か所ではなく、区民の生活圏域ごとに設置されていることが望ましい。
- 会議中に“相談窓口が多い”との意見が出ていたが、既存の組織を活用して行うとなると、その点が気になる場所である。利用者の立場に立つと、一つの窓口あるいは一つの場所で受け止めてくれる場所が欲しいという意見だったのかと思う。既存の窓口が各々スムーズに連携が取れるシステムの構築がカギとなるのではないかと。
- 福祉総合相談窓口の設置により、相談者が早期の段階で問題解決へとつながるとよい。しかし、自ら相談できない方もいるのではないかと。こうした方へのアプローチをどのように行うのか。
- LINEによる相談窓口をつくることは、区役所に来ること相談することに勇気が必要な方には適していると思う。
- 配置する職員について、専門性の高い職員の配置が難しくなった時、いかに次の職員にノウハウを継承するのか。AIの活用も含め、あらかじめ構築体制を検討しておくと思う。
- ふくしの総合相談窓口の設置は素晴らしいことだと思う。今までこうしたものがあることを知らなかった方々に、広く情報が届くことを心から願っている。

第5章 その他の検討事項

1 地域福祉ワークショップ（地域福祉懇談会）の実施について

（1）趣旨・目的

参加者同士の自由な意見交換により課題解決に向けた方策を話し合うことで、横のつながりを深めるとともに、住民が主体となって地域生活課題の解決に取り組む支えあいの地域づくりを推進します。

（2）実施状況

○令和2年度 ※令和2年度のみ“地域福祉懇談会”の名称で実施

地域	日時	会場	参加者数
京橋	令和2年10月13日(火) 午後6時30分～	区役所 大会議室	29人
日本橋	令和2年10月12日(月) 午後6時30分～	日本橋公会堂 第3・4洋室	30人
月島	令和2年10月22日(木) 午後6時30分～	月島社会教育会館 ホール	27人

ア. 主な内容

- ・保健医療福祉計画推進委員会委員長挨拶
- ・新計画の概要説明
- ・保健医療福祉計画推進委員会委員・地域福祉専門部会委員へのインタビュー
- ・グループワーク（テーマ：『みんなが支え合い、自分らしく暮らせるまちづくりのために』）
- ・発表及び講師講評

イ. 講師

明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授 和氣康太 先生

（保健医療福祉計画推進委員会委員長）

※グループワークには社会福祉協議会の職員がファシリテーターとして参加

○令和3年度

地域	日時	会場	参加者数
京橋	令和4年3月9日(水) 午後6時00分～	京橋プラザ区民館 多目的ホール	11人
日本橋	令和4年3月25日(金) 午後2時00分～	日本橋公会堂 第3・4洋室	12人
月島	令和4年3月23日(水) 午前10時30分～	月島社会教育会館 ホール	16人

ア. 主な内容

- ・講師挨拶及びワークショップの趣旨説明
- ・講演
- ・グループワーク（テーマ：『見守り』『居場所づくり』『地域の担い手の養成』『潜在しているニーズへの対応』）
- ・発表及び講師講評

イ. 講師

駒澤大学文学部社会学科 教授 川上富雄 先生
（保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会専門委員）

ウ. 共催

中央区社会福祉協議会 ※グループワークには社会福祉協議会の職員がサポーターとして参加

○令和4年度

地域	日時	会場	参加者数
京橋	令和5年2月17日(金) 午後6時30分～	区役所 大会議室	11人
日本橋	令和5年2月1日(水) 午後2時00分～	日本橋公会堂 第3・4洋室	12人
月島	令和5年1月25日(水) 午前10時30分～	月島社会教育会館 ホール	14人

ア. 主な内容

- ・講師挨拶及びワークショップの趣旨説明
- ・講演
- ・グループワーク（テーマ：『災害にも強い福祉のまちづくり（地域防災について）』）
- ・発表及び講師講評

イ. 講師

駒澤大学文学部社会学科 教授 川上富雄 先生
（保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会専門委員）

ウ. 共催

中央区社会福祉協議会

※グループワークには社会福祉協議会の職員がサポーターとして 参加したほか、オブザーバーとして区防災課及び高齢者福祉課職員、おとしより相談センター職員が参加しました。

(3) 令和2年度から4年度までの課題

○テーマの設定

参加対象者を「地域で活動している方、地域福祉活動に関心のある方」としてはいますが、参加者の多くは既に地域で活動している方となっています。より多くの方に参加いただくためには、地域活動に興味のある方が気軽に参加してみたいと思えるテーマ設定が必要と考えます。

○参加者のフォローアップ

地域福祉ワークショップでは活発な意見交換が行われていますが、課題の洗い出しや解決策の共有で終了しているのが現状です。課題や解決策を地域に持ち帰って共有、検討したり、地域福祉活動に参加したことのなかった方が、ワークショップの参加をきっかけに活動に参加することで、支えあいの地域づくりが進んでいくものと考えていますが、そのためには、参加者同士でその後の行動や活動を振り返り、共有する場を設けることが必要と考えられます。

○多様な担い手の参加

これまでの地域福祉ワークショップは中高年層の方に多くご参加いただきましたが、さまざまな年代の地域住民が横でつながり地域活動の更なる発展を目指すためには、幅広い年代の方にご参加いただくための工夫が必要と言えます。

(4) 令和5年度実施結果

○興味・関心の高いテーマに基づくワークショップの実施

過去のワークショップで聞かれた「地域活動の担い手や活動場所が不足している」との参加者の声を受け、「地域コミュニティのこれからと地域活動について」をテーマに設定し、地域活動のあり方に関する講義、地域活動拠点の活動報告を受けた後、活用方法について意見交換を行いました。

引き続きアンケート結果などを踏まえ、興味・関心が高いテーマを設定することで、できるだけ多くの方に参加していただき、福祉について考えるきっかけとなることを目指していきます。

日時	会場	参加者数
令和6年1月24日(水) 午後6時30分～	中央区役所8階大会議室	27人

ア. 主な内容

- ・講師挨拶及びワークショップの趣旨説明
- ・講演
- ・報告（区内の地域活動拠点について）
- ・グループワーク（テーマ：『地域活動のあり方と地域活動拠点の利活用』）
- ・発表及び講師講評

イ. 講師

駒澤大学文学部社会学科 教授 川上富雄 先生

(保健医療福祉計画推進委員会 地域福祉専門部会専門委員)

ウ. 共催・サポーター

中央区社会福祉協議会

エ. 意見交換の要旨

1グループ「行政だけに任せない！自分たちで地域活動拠点を作っていく」

地域の魅力

- おしゃれなビールの飲めるカフェ、様々な人が集まれる場所がある。地域の事を教えてくれる方も大勢いる。

地域と関わるきっかけ

- 参加できる行事が多い。地域の盆踊り、防災訓練等への参加を通してつながることができる。
- 様々な方とのつながりを通し、情報を共有することが大切である。
- こどもたちに「おせっかい」を焼く。小さい時は嫌かもしれないが、大人になった時「地域の人に育ててもらってよかった」と思うようになる。人と人とのつながりは、大人になってからも生きていく。

地域活動拠点について

- 地域活動拠点は現在2か所しかない。もうすぐ3か所目ができるが、みんなが集えるような場所が地域にもっと増えると良い。
- 行政にも頑張ってもらいたい、私たちもそうした場所が増えるように、自宅の庭先や玄関先などを活用して、そこが拠点となるような地域活動を続けたい。

2グループ「地域活動を通し、子どもたちの“ふるさと”を作っていく」

地域の特徴・気になること

- 人口が増え、子育て世帯やマンション住民、外国人が増加している。
- 町内会の高齢化・担い手不足の問題。
- 色々な取組が地域にはあるが認知度が低く、必要な人に情報を届けることができているのか？という疑問もある。情報が届いていないことで、子育て世帯や一人暮らし高齢者は孤立していないか。災害時に対応できるのか。

地域でやってみたいこと

- 現在行っている活動を、更に地域に広めていきたい。
- 地域活動を通し、子どもたちの“ふるさと”を作ってあげたい。子どもたちが大きくなり、一度地域を離れたとしても、いつか大きくなってから地域に戻ってこれるような付き合いがある環境を整えたい。

3グループ「情報発信のスタイルは様々であり、大切なのは目的を失わないこと」

地域の課題

- 様々な意見が出ていたが、ほとんどが孤立に関するものだった。
- 一人暮らし高齢者だけでなく、マンションの中でも隣の住民がわからない状況で、災害発生時にはどのように対応すれば良いのか。

地域の魅力

- 高齢者通いの場など、定期的に集まれる場づくりが大切である。
- 中央区はコンテンツが豊富で魅力で溢れているまちである。

今後の地域づくりに向けて

- 様々なコンテンツが存在しているが、それらを使いこなしている人は少ないのではないかと。スマートフォンも、ただ持っているだけの人がいる一方、使いこなしている人もいて、そのスキルに格差が生じている。
- スマートフォンに依存するのも良くなく、情報を伝えるための一つのツールとして、その目的を見失わないようにしないといけない。アナログからデジタルまで様々な手段を活用し、情報が広く伝わるのが理想である。
- 地域の小さな商店が、地域の集いの場になると良い。

4グループ「多様な顔を持つ地域だからこそ生じる課題に対応していく！」

主なトピックス

- 中央区の素敵なおとこ、町会・自治会の運営について、情報収集について、地域でやってみたいこと、防災に関する5つのトピックスについて話し合った。
- 盛り上がったのは、町会・自治会の運営と情報収集についてだった。

町会・自治会の運営について

- マンション住民と一軒家の住民とでは、考え方が異なる。
- 自治会に加入しているマンションもあれば、未加入のマンションもある。未加入のマンションには、地域の情報がなかなか入らない。情報はあらずなのになぜ入らないのかと思うが、自治会に加入しているマンション住民側からしたら、自治会に入れば情報は入るのになぜ入らないのかとってしまう。
- 相互に考え方が異なるが、多様性ゆえに生じる課題なのだと思う。これをいかに解消するかが重要だが、そこまでの議論には至らなかった。

情報発信について

- 情報は地域にあふれているが、世代により情報の受け取り方は異なる。どこが情報発信を担い、誰をターゲットにするのかを絞らないと、必要な情報は届けられない。情報発信の仕組みづくりを整備する必要がある。

5グループ「地域活動の魅力は、コミュニティを動かすこと」

地域の魅力

- 伝統、祭り、公園がたくさんある。

地域で気になること

- マンションが増えた。日中人がいないエリアもある。
- 独居の方が増えた。
- 地域活動を行う際、誰が責任を持つのか。

地域活動に参加したきっかけ

- 自分の地域を良くしたいという思いが強かった。
- 生まれも育ちも中央区という方だけでなく、後から嫁いできた方、在勤者など、様々な立場の方が好きになる地域であり、魅力で溢れている。

地域でやりたいこと・自分にできること

- 人と話がしたい。対象や年齢を制限しない場が必要なので、増えることが理想だし、自分たちでも作れると良い。

地域活動の魅力

- 地域活動の魅力は、コミュニティを動かすこと。これからも積極的にコミュニティを動かしていきたい。

オ. 当日の様子（参考）



講演「地域コミュニティのこれからと地域活動について」



講演(全体の様子)



グループワークの様子(1グループ)



グループワークの様子(2グループ)



グループワークの様子(3グループ)



グループワークの様子(4グループ)



グループワークの様子(5グループ)



発表(1グループ)



発表(2グループ)



発表(3グループ)



発表(4グループ)



発表(5グループ)

○フォローアップ会の開催

これまでの地域福祉ワークショップ参加者を対象に、参加者同士のつながりを構築し、地域課題の共有・解決に向けたアイディアの意見交換等を通し、支えあいの地域づくりを後押しすることを目的としたフォローアップ会を開催しました。

日時	会場	参加者数
令和5年10月13日(金) 午後6時30分～	中央区役所8階大会議室	16人

ア. 主な内容

- ・ワークショップの趣旨説明
- ・振り返り
- ・グループワーク（テーマ：『楽しみながら考える！これからのまちづくりに向けて』）
- ・発表

イ. 共催・サポーター

中央区社会福祉協議会

ウ. 意見交換の要旨

（ア）5年後 10年後に目指したい地域の姿

- ・ マンションの中のつながり、多世代が集まれる場所を作りたい。
- ・ まちの意見を集約できる居場所ができると良い。それを企画・実行できる地域を目指したい。
- ・ 古い慣習も活かしながら新住民の意見も取り入れて、新しいまちの姿を目指したい。
- ・ 区、社協、地域住民の壁を壊しお互いに意見を言い合える地域にしたい。
- ・ みんなが楽しみ、長く住むことができる地域にしたい。
- ・ 子ども、若者、高齢者等、年齢にとらわれず地域（町会活動やイベント等）に楽しく参加できるようにしたい。
- ・ 昔からの価値観も大切に、多様性の中でさまざまな価値観が認められる社会を目指したい。さまざまな価値観の中で人口の変化に対応できる地域にしたい。
- ・ みんなが楽しみながら生活できる地域にしたい。
- ・ 企業活動、町会活動が盛んなので、地域の社会資源をうまくマッチングして、地域を盛り上げていきたい。
- ・ キーワードは公園。坂本町公園、黎明橋公園が整備され、公園を活用したイベントが活発に行われている。公園を中心に古くから住んでいる人、新住民、在勤者がつながれるのではないか。

(イ) 楽しみながらやってみたいこと（つながるきっかけ）

- 子育て中の父母がプライベートな時間を持てる居場所を作りたい。
- 小規模マンションでの防災訓練、簡単なセミナーなどを楽しみながら行い、つながるきっかけを作れると良いのではないか。
- 地域の拠点、居場所づくりを行いたい。活動場所は、空き家等探せば色々あるのではないか。
- 現在、民生・児童委員が中心となり立ち上げた地域のサロンが盛況だが、それは参加している家族の意見が反映されているからだろう。子どもの居場所なら子どもの声、高齢者の集まる場所なら高齢者の声を聞き、にぎやかでつながりのある中央区を目指したい。
- 全てはあいさつから始まる。挨拶をきっかけに、楽しみながら地域づくりに取り組みたい。
- 2040年度の再開発完了、将来の地域を夢見て楽しみながら活動したい。
- 地域の公園を起点とした活動、女性が元気な地域を目指したい。

工. 当日の様子（参考）



発表(1グループ)



発表(2グループ)



発表(3グループ)



発表(4グループ)

○中学・高校生向け地域福祉ワークショップの開催

将来地域の担い手となるだろう中学・高校生の思いや意見を抽出及び共有することで、中学・高校生が地域づくりや福祉を「自分事（身近なもの）」として捉え、地域に対する愛着や関心を深めることを目的としたワークショップを開催しました。

日時	会場	参加者数
令和5年8月23日(水) 午後2時～	中央区役所別館6階会議室	2人

ア. 主な内容

- ・ワークショップの趣旨説明
- ・ミニ講義
- ・グループワーク（テーマ：『ボードゲームから考える！これからのまちづくり』）

イ. 共催・サポーター

中央区社会福祉協議会

<補足> コミュニティコーピングについて

コミュニティコーピングとは、「地域で孤立している人」に対し、身近にいる「力になってくれる人（社会資源）」を「つなぐ」ことで、社会的孤立状態の解消を体験できるゲームです。

ゲームに出てくる「地域で孤立している人」や「力になってくれる人」は、実際の事例をもとに作成されています。必要な人に必要な支援をつなぐことで、悩みを解消し社会から孤立を無くすことはできる大切さと気づきを得ることが、現実社会における社会的孤立の解消に向けたヒントとなると考えられています。

（詳細）コミュニティコーピングホームページ <https://comcop.jp/>



ウ. 意見交換の要旨

（ア）質問①「ゲームの感想を教えてください」

- ・ みんなで協力してゲームをすることができた。チームプレイに苦手意識を持っているが、今日はチームプレイができたと思う。
- ・ 地域には色々な住民がいて、さまざまな悩みを抱えている。自分のつながりを活かし、解決することができたのでよかった。

(イ) 質問②「印象に残った登場人物を教えてください」

- 地域福祉コーディネーター。何でも解決できてすごいと思った。
- 住民カード。悩みが解決すると今度はその人が地域に貢献可能な、つながりカードになるものもあり、力になってくれる人は近くにいるのだとわかった。
→同じカードが印象に残った。悩みを解決することで、力になってくれる優しい人なんだろうと思った。

(ウ) 質問③「どうすれば地域は崩壊しなかったかと思いますか？」

- 処方するためのつながりがもっと必要だった。土地を広くすれば、課題を抱えた人であふれることも無いのではないか。
- 震災などにより住民カード（課題を抱えた人）が2倍になった。

(エ) 質問④「印象に残った登場人物を教えてください」

- 交流会やイベントで、地域の人と距離を縮める。同じマンションの人と話してみる。困ってる人を見つけたら、ゲームのようにコーピングして家族のつながりに頼ってみる。
- 災害が起きてもあわてず、自分の身を守るために保存食を持ち、まずは一人一人が自分のことを守る。自分のことができるようになったら、他の人も助けて、助けあいをする。

工. 当日の様子（参考）



(5) 今後の方向性

地域福祉ワークショップの目的である、参加者同士の横のつながりを深め、住民が主体となって地域生活課題の解決に取り組む支えあいの地域づくりに向けて、開催形態の工夫をはじめ、興味関心を持ちやすいテーマを検討・設定してまいります。

(6) 地域福祉専門部会での意見

- 地域住民の参加が増えるよう、引き続き工夫した対応をお願いしたい。
- 議論したことの具体化や対策までつながっていない点に対して、KPT 式のワークショップにしてみてもどうか。会の初めに前年に出た意見を踏まえ、どのような策や対応があってどのような成果があったのか発表していただき、ワークに入っていくのも一案かと思う。
- ワークショップの参加者動員について、
 - ①動員に対する告知方法をどうするか。今後検討が必要だと思う。
 - ②特に子育て世代・中高大学世代に対するデジタル活用の検討も必要ではないか。
- 若者のワークショップ動員例として、ある市では大学生への遠距離通学交通費補助を行っていて、その補助を受ける若者は自分の住む市の未来を考えるワークショップに参加する仕組みがある。ワークショップの内容も広く市民に広報している。
- 今年度のワークショップに参加し、防災について話し合った。参加者はそれぞれ地域の中で地域住民のために努力していると感じた。それでもまだマンションの中では関心が少なく、もっと協力してくれる人を増やすためにも、広報活動も考えなければならない。
- 中学・高校生向けのワークショップについて、中学・高校生にとっては「地域福祉」の理解が難しかったようである。広報や周知方法に、更なる工夫が必要なのかもしれない。
- 中学・高校生向けに行う際は、学校に対し参加を働きかけてはどうでしょうか。委員長も指摘していたように、参加に対するメリットが明確だとよかったのかもかもしれない。
- 10月に実施したフォローアップ会に参加したが、同じ顔触れの印象が強かった。ぜひ町会・自治会関係者にもご参加いただき、町会・自治会の集会所などの活用に向けた意見交換ができると、よりすそ野が広がるのではないかと。
- YouTubeLIVE を活用して、講義をライブ配信するのは有効な手段だと思う。どう地域と「つながる」のかが大事なのだろう。
- 令和6年1月のワークショップには大勢の方が参加されていた。定員を上回る申し込みがあったことはとても良かった。今後も、各地域また全体でのワークショップの開催を継続してほしい。

2 地域活動拠点の設置

(1) 趣旨

本区では、地域住民の居場所や多世代交流の場、アウトリーチの拠点として、施設改修等の機会を捉えながら地域活動拠点を整備し、地域活動に取り組む住民主体の活動を後押しする場として活用しています。

現在、区内には月島地域に「勝どきダイルーム」、日本橋地域に「多世代交流スペースはまるーむ」の2か所の地域活動拠点を設置・運営しており、多機能な拠点として機能しています。

そうした中、京橋地域において地域活動拠点を新たに開設することで、住民が活動できる場や居場所の拡充を図ります。

(2) 開設場所・開設時期

○開設場所

中央区役所本庁舎地下1階（京橋図書館跡地）

面積 約70㎡（キッチンスペースあり） 収容人数 15名程度

○開設時期

令和6年4月～

(3) 主な利用方法

○地域活動団体への貸出

○地域活動拠点を活用した地域活動の立ち上げ・伴走型支援の実施

○各種福祉関係の講座開催等

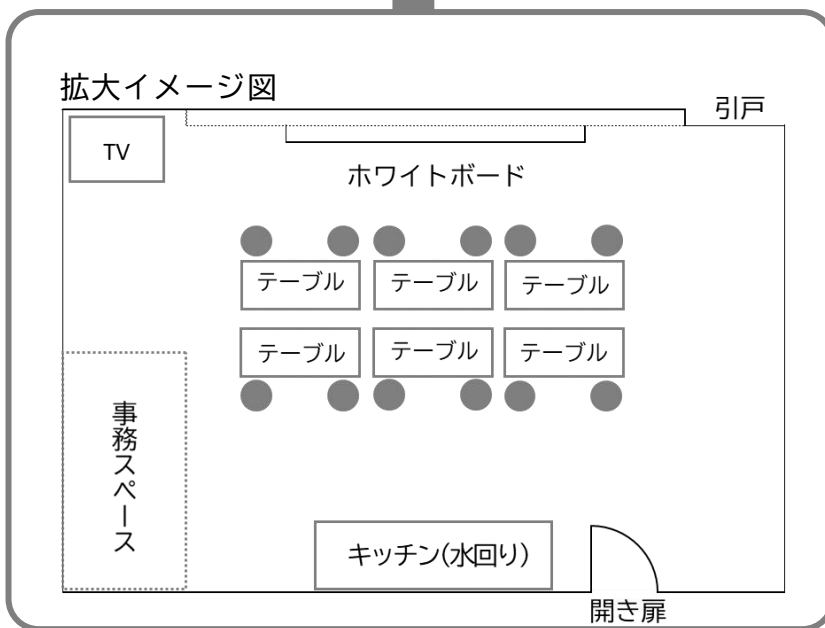
(4) 運営方法

勝どきダイルーム、はまるーむと同様に、中央区社会福祉協議会が運営します。

(5) その他

令和6年1月に開催した「地域福祉ワークショップ」では、地域活動の意義、地域活動を後押しする地域活動拠点の役割について学ぶ講義を受けた後、地域活動のあり方や地域活動拠点の活用方法を話し合う、グループワークを行いました。今回のワークショップでいただいたご意見は、今後の地域活動拠点の運営に活かしてまいります。

(6) 地下1階案内図



(7) 地域福祉専門部会での意見

- 勝どき、日本橋だけでなく、京橋にも地域活動拠点が開設される運びとなり良かったと思います。

3 地域カルテの作成

(1) 趣旨

区では、地域の強みや課題、社会資源の需要と供給を洗い出し、支えあいのしくみづくりの基礎資料とすることを目的として、人口をはじめとした基礎的な統計情報や地域の特徴、地域活動情報等をまとめた「地域カルテ」を作成しています。令和2年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」の資料編に掲載したものを、地域福祉専門部会で協議の上、毎年更新を行っていくこととしています。

(2) 掲載情報

ア. 地域の概要

- 地域の特徴
- 地域別年齢区分別人口割合
- 町別年齢区分別人口割合
- 地域のデータ
- 人口、世帯、高齢者の状況、障害者の状況、虐待通報情報、組織・活動の状況

イ. 施設マップ

- 教育関係施設
- 子ども・子育て支援関係施設
- 高齢者関係施設
- 障害者関係施設
- 医療施設
- 地域・集会施設
- 文化施設
- 区役所・保健所等
- 防災拠点

ウ. 地域資源マップ

- 町会、自治会（連合町会）
- 防災区民組織
- 高齢者地域見守り活動団体
- ふれあい福祉委員会
- 地域サロン

エ. 地域福祉ワークショップ開催結果

オ. 今後の方向性

(2) これまでの変更点

令和5年度版の地域カルテ作成時は、地域福祉専門部会での意見等を踏まえ、以下の事項を新たに追加しました。

○地域資源マップの最後に「その他」として、協働ステーション中央の URL 及び二次元コードを追加。

○最終ページに地域カルテの活用例を追加。

(3) 周知方法

○区のホームページに掲載

○町会・自治会、民生・児童委員等へ配布

【参考】令和5年版配布先

配布先	京橋地域	日本橋地域	月島地域	合計
町会長・自治会長	62	68	46	176
民生・児童委員、協力員	32	27	42	101
保健医療福祉計画推進委員会委員	24	24	24	72
地域福祉専門部会委員	7	7	7	21
合計	125	126	119	370

令和5年7月末時点

(4) 地域福祉専門部会での意見

- 地域活動の担い手が増えたことで、町会・自治会の活性化につながったのではないかと。地域カルテを通し様々な活動者の声や活動を見聞きできると良いと思う。
- 地域カルテを活用した地域福祉ワークショップを開催できないか。（※地域福祉ワークショップ再掲）
- 地域カルテの活用、配布先での活用が具体的に見えてこない。町会・自治会も、どのように活用すれば良いのかわからないのではないかと。